

【 契 約 書 別 紙 】重要事項説明書

株式会社クオリスが開設するデイサービスセンター有松通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護・介護予防型通所サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。また、事業の実施にあたっては、介護保険法等に定めるところの人員、設備及び運営に関する基準を遵守するものとします。事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

通所介護・介護予防型通所サービスの提供開始にあたり以下のとおり説明します。

1. 事業所の名称

事業所の名称	デイサービスセンター有松
指定番号	1770107306
所在地	金沢市有松2丁目4番32号
連絡先(電話番号)	電話 076-245-5602 FAX 076-241-3561
当該事業者の通常の事業実施区域	金沢市・野々市市(介護予防型通所介護は金沢市のみ)

2. 事業所の従業員の職種、職務内容、員数及び勤務体制

職 種	職務内容	員数	勤 務 体 制
管理者	従業者の管理	1	常勤兼務1
生活相談員	通所介護計画及び介護予防型通所サービス計画の策定、サービス内容の管理	2以上	常勤兼務2
看護職員	看護業務	2以上	常勤兼務1、非常勤兼務1
介護職員	介護業務	9	常勤専従3 常勤兼務3 非常勤専従3
機能訓練指導員	機能訓練	2以上	常勤兼務1、非常勤兼務1

3. 事業所の営業日及び営業時間

営業日 月曜から土曜まで営業。但し年末年始(12/31～1/2)、日曜日は休業。

営業時間 8:00～17:00まで(サービス提供時間は<9:00～17:00> 7～8時間)

4. 通所介護・介護予防型通所サービスの内容

- ・利用日 毎週 月～土曜日
- ・営業時間 8:00～17:00
- ・定員 通所介護・介護予防型通所サービス:25名
- ・利用場所 金沢市有松2丁目4番32号 デイサービスセンター有松
- ・利用可能設備等 食堂兼機能訓練室 124.83㎡
相談室
浴室(普通浴室)
送迎車4台
- ・サービス内容 通所介護計画・介護予防型通所サービス計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等を行います。アクティビティサービスとして創作活動やレクリエーション、季節行事を実施します。

5. 料金

介護保険報酬のとおり(令和8年6月1日より)

○通所介護利用料のめやす

	通常規模型通所介護費(1日あたりの利用料金)					
サービス提供時間	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満 9:00～15:30	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	370単位	388単位	570単位	584単位	658単位	669単位
要介護2	423単位	444単位	673単位	689単位	777単位	791単位
要介護3	479単位	502単位	777単位	796単位	900単位	915単位
要介護4	533単位	560単位	880単位	901単位	1,023単位	1,041単位
要介護5	588単位	617単位	984単位	1,008単位	1,148単位	1,168単位

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日あたり22単位
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日あたり18単位
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日あたり6単位
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ) 所定単位数の11.8%を加算
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 1日あたり56単位
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 1日あたり76単位
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月あたり20単位
- ・生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1月あたり100単位※3ヶ月に1回算定
- ・生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1月あたり200単位
- ・ADL維持等加算(Ⅰ) 1月あたり30単位
- ・ADL維持等加算(Ⅱ) 1月あたり60単位
- ・中重度者ケア体制加算 45単位
- ・認知症加算 1日あたり60単位(日常生活自立度Ⅲ以上の利用者)
- ・栄養改善加算 1回あたり200単位
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 1回あたり20単位※6ヶ月に1回算定
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 1回あたり5単位※6ヶ月に1回算定
- ・口腔機能向上加算Ⅰ 1月あたり150単位
- ・口腔機能向上加算Ⅱ 1月あたり160単位
- ・科学的介護推進体制加算 1月あたり40単位
- ・栄養アセスメント加算 1月あたり50単位
- ・入浴介助加算(Ⅰ) 1日あたり40単位
- ・入浴介助加算(Ⅱ) 1日あたり55単位
- ・利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合 片道につき47単位を減算
- ・昼食代 1食あたり670円(おやつ代含む)
- ・その他 レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。
おむつ代については実費自己負担になります。

○介護予防型通所サービス利用料(月額固定)

事業対象者・要支援 1	1,798単位
事業対象者・要支援 2	3,621単位

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1(事業対象者) 1月あたり88単位 要支援2(事業対象者) 1月あたり176単位
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1(事業対象者) 1月あたり72単位 要支援2(事業対象者) 1月あたり144単位
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1(事業対象者) 1月あたり24単位 要支援2(事業対象者) 1月あたり48単位
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の9.0%を加算
- ・科学的介護推進体制加算 1月あたり40単位
- ・利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合 片道につき47単位を減算

- ・昼食代 1食あたり670円(おやつ代含む)
- ・その他 レクリエーションに係る費用とおむつ代は自己負担になります。

- ※ 月々の利用料は合計単位数に介護職員処遇改善加算及び介護職員特定処遇改善加算、介護職員等処遇改善ベースアップ等支援加算を加え、金沢市の報酬単価@10.14円をかけた金額×1割または2割または3割(介護保険負担割合証に記載された負担割合)となります。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

6. キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかる場合があります。

① 利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 上記以外の場合	450円(食材費相当分)

※ご利用日が月曜日又は休前日の場合は、ご注意下さい。

7. 健康上の理由による中止

- (1) 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応方法

サービスの提供に伴い事故が発生した場合は速やかに次の処置を行います。

- (1) 事故発生の際は、速やかにご家族、保険者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに対応します。賠償の実施のため、「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入します。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際してとった処置については記録をとり5年間保存します。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 相談、要望、苦情等の窓口

苦情解決のため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を置いています。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1)苦情解決責任者 | 管理者 |
| (2)苦情受付担当者 | 生活相談員 |
| (3)第 三 者 委 員 | 西村修一(社会福祉士)232-2718 |
| | 市原明子(社会福祉士)216-5282 |

尚、当社で解決できない苦情は国保連、金沢市、野々市市に申し立てすることができます。

国保連(介護サービス苦情相談窓口)	231-1110
金 沢 市 介 護 保 険 課	220-2264
野 々 市 市 介 護 保 険 課	227-6066

通所介護・介護予防型通所サービスに関する相談、要望、苦情等は、管理者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆
電話番号:245-5602 担当者:管理者・生活相談員
(受付時間 月～土曜日 9:00～17:00)

10. 第三者評価の実施

第三者評価は実施しておりません

11. 権利擁護および虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
権利擁護および虐待防止等責任者 管理者

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の営業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行います。また、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 衛生管理等

事業者は衛生管理に十分留意し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- (2) 事業所は年に1回以上、従業者に健康診断を受診させるものとする。
- (3) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

14. 非常災害対策

指定通所介護等の非常災害対策については、消防計画及びその他の災害に対処する計画に基づき行う。

- (1) 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難訓練の実施
- (2) 年2回以上の利用者を含めた総合訓練の実施
- (3) その他の災害に対する訓練の実施

担当者（デイサービスの管理者・生活相談員等）

氏名 中野 浩介 連絡先 076-245-5602

事業者

<事業者名> 株式会社クオリス
<住所> 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
<代表者名> 雨田 武史 印

上記の内容の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日 <利用者氏名>

<代理者氏名>